平成２２年（フ）第５３６号
埼玉県深谷市西大沼250番地１
破産者　飯塚　和男
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５６３号
埼玉県熊谷市成沢1144番地49、開始決定時の住所埼玉県熊谷市新堀1145番地１　日神パレステージ籠原105号
破産者　林　誠
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５６４号
埼玉県熊谷市成沢1144番地49、開始決定時の住所埼玉県熊谷市新堀1145番地１　日神パレステージ籠原105号
破産者　林　夏海（旧姓山崎）
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３３６４号
横浜市緑区長津田２丁目33番23号
破産者　梶原　修次
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２号
神奈川県横須賀市長沢１丁目８番23号　コーポシーガル101
破産者　小山　隆義
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第９６３号
神奈川県秦野市南矢名890番地の５
破産者　関　真美（旧姓三上）
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３７１号
長野市大字稲葉日詰1731―18　フレグランス日詰Ｄ―101、住民票上の住所長野市若里１丁目24番14号
破産者　藤沢　和生
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
静岡市葵区安東３丁目18番25号　プロパティ葵203号
破産者　堀池　泉
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９４号
静岡県榛原郡吉田町神戸4029番地の２、住民票上の住所静岡県榛原郡吉田町住吉3355番地の１
破産者　門田　幸久
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５６号
京都市右京区太秦安井藤ノ木町３、住民票上の住所京都市北区大北山原谷乾町101番地44　アデリーヌ原谷102
破産者　山川　康利
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３４５号
京都市右京区嵯峨石ケ坪町１番地36　レオパレス嵯峨Ｂ棟106号
破産者　福岡　彰
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
愛媛県松山市鷹子町722番地２　Ｂｒｉｃｋ　Ｇａｒｄｅｎ305号
破産者　室津　徳子
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７０号
熊本県球磨郡水上村大字江代2081番地２
破産者　高橋　一人
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１５０号
水戸市見和３丁目616番地の１　県営会神原アパート13棟301号、開始決定時の住所茨城県小美玉市羽鳥1294番地16　杉山政彦方
破産者　田中　菊枝
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４９７号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目３番２―811号
破産者　藤原　正三
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１５２６号
名古屋市中村区畑江通８丁目15番地の１　スプレンドール畑江203号
破産者　後閑　哲
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２０３号
名古屋市緑区桃山２丁目139番地　ヒルハイツ桃山106号
破産者　橋口　剛
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部